

## 内部統制システムに関する基本方針

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

（１）キリングroupの取締役等※及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制） ※ 取締役等（取締役、執行役員及びその他の業務執行者を指す。以下同じ。）

当社の取締役は、キリングroupにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングroupの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これをキリングroupの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社経営監査部（キリングgroupの各社内部監査部門を含む。）が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

（２）当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社の取締役は、以下の文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともにこれらを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- 株主総会議事録
- 取締役会議事録
- グループ経営戦略会議その他重要な会議体の議事録
- 決裁申請書（決裁権限が部長以上のもの）
- 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

（３）キリングroupの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社の取締役は、キリングgroupにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングgroupの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化しこれをキリングgroupの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社経営監査部（キリングgroupの各社内部監査部門を含む。）がキリングgroupの各社の内部監査を実施する。

（４）キリングgroupの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社の取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、キリングgroupの取締役等の職務執行における効率性を確保する。

- キリンググループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほかグループ経営戦略会議を組織し、これを審議する。
- 当社に業務執行の責任者となる執行役員を選任するとともに、必要に応じキリンググループの各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督をする。
- 職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- キリンググループの各社ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

(5) キリンググループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制（職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）

当社の取締役は、キリンググループの取締役等の職務執行の報告及びその他の業務の適正を確保するために、以下の事項を含むキリンググループの各社に適用されるルール、基準を整備し、これに則った運営を実行する。

- キリンググループの各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
- キリンググループの各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
- キリンググループの情報伝達体制※に関する事項
- 当社経営監査部によるキリンググループの内部監査に関する事項

※ キリンググループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社の取締役は、当社の監査役の職務を補助する者として、当社の使用人を任命する。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

(8) キリンググループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役は、当社監査役監査基準等の定めるところにより当社の監査役があらかじめ指定した事項について、当社の監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- キリンググループの各社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- 当社の監査役の同意を要する法定事項
- キリンググループの内部統制システムの整備状況及びその運用状況

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、キリンググループの各社の取締役、

監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

キリングループの各社の取締役、監査役及び使用人（当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む。）は、キリングループの各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができる。

当社の監査役は、内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

（９）前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めたキリングループ共通の規程を整備し、キリングループの各社に周知したうえで適切に運用する。

（１０）当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社の取締役は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還手続等の方針について、当社の監査役と協議のうえ、これを定める。

（１１）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的を開催する。

また、当社の取締役は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役がキリングループの各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。